

ごみ処理有料化制度の概要

1 ごみ処理有料化スケジュール

- 令和7年2月～3月 意見聴取（市民意見交換会、パブリックコメント等）
- 令和7年4月23日 環境審議会
- 令和7年5月14日 ごみ減量・資源化推進対策本部会議
- 令和7年6月議会 条例・規則改正（ごみ処理手数料）、補正予算計上
- 令和7年7月～ 有料化実施に必要な手続き（指定ごみ袋製造・流通）、市民・事業者周知（地域説明会、チラシ全戸配布等）
- 令和8年8月頃 有料指定ごみ袋販売開始
- 令和8年10月 ごみ処理有料化開始

2 家庭系ごみ、事業系ごみ処理有料化制度

(1) 対象とするごみ

- 「家庭系普通ごみ」と「事業系普通ごみ」
 - 有料化の対象外
 - 資源ごみ（ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装など）
 - 都市美化ごみ（地域のボランティア清掃活動などで出る普通ごみ）
- ※資源ごみは、市販の無色透明又は乳白色で半透明のごみ袋やレジ袋で排出可能
 ※都市美化ごみは、これまでどおり、個別に市が無料回収するか、少量の場合には、ボランティア用指定ごみ袋を無料配付し、ごみステーションに排出可能

(2) ごみ処理手数料の徴収方法及び料金水準

- ごみ処理手数料を含む市指定のごみ袋で排出する「有料指定ごみ袋方式」
 - ごみ処理手数料は、「ごみ処理原価」「排出抑制・再生利用の促進」「住民の受容性」「周辺市町の料金水準」の観点で検討を行い、**45Lのごみ袋1枚あたり50円（1Lあたり1.11円）**
 - ごみ減量への動機づけや多様な生活様式への配慮の観点などから、**3種類（45L、30L、15L）**
 - ごみ排出時の利便性を考慮し、口を結びやすく、持ち運びしやすい持ち手付きの形状
- ※事業系普通ごみは、1種類（45L [50円]）で平袋型

ごみ袋の容量	家庭系			事業系
	45L	30L	15L	45L
ごみ袋1枚あたりの手数料 [税込]	50円	33円	16円	50円
手数料額（10枚入り/袋） [税込]	500円	330円	160円	500円

※45L袋50円（1Lで1.11円）を基準として、ごみ袋の容量に応じて単価を設定
 ※指定ごみ袋取扱店（スーパー、コンビニ、ドラッグストアなどの小売店を想定）では、全てのサイズを1袋（10枚入り）単位で販売

(3) ごみ処理手数料の減免

- 「生活保護受給世帯」、天災その他の災害を受けた者（災害ごみ、火事ごみ）」
- 自治会やまちづくり協議会等の地域団体が行うイベント等で発生する「地域のイベントごみ」

(4) ごみ処理手数料収入の試算額及び制度実施に伴う経費見込み

- ごみ処理手数料収入：約9.2億円（家庭系：約5.7億円、事業系：約3.5億円）
 - 制度実施に伴う経費：約3.7億円（家庭系：約2.3億円、事業系：約1.4億円）
- ※ごみ処理手数料収入は、指定ごみ袋の製造費などの制度実施に伴う経費のほか、ごみ減量・資源化施策の推進、地域のごみ処理を支援する経費等に使用

家庭系の収支
約3.4億円を、
併用施策に使用

3 ごみ処理有料化に伴う併用施策

- 有料化に併せて新たな施策を実施し、市民の「ごみの減量・資源化」の取り組みを促進
- 安定的なごみ処理体制の維持のため、「地域のごみ処理支援に係る施策」を実施
- 各施策は、市民意見を踏まえると共に、**できる限り地域の負担とならない仕組みとする**
- 有料化で得られる財源の範囲内で対応

区分	併用施策	概要
(1) ごみの減量・資源化	①家庭系剪定枝の資源化	・家庭系剪定枝（家庭で庭木を剪定した枝や葉）を回収し、バイオマス燃料などに資源化
	②プラスチック製品の再商品化（R10年度末までに実施）	・プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品（スプーン・フォーク、ストローなど）を回収し、再商品化
	③その他の資源化手法の調査研究	・使用済み紙おむつの資源化 ・落ち葉や刈り草、草花の資源化 ・事業系ごみの資源化の推進
(2) 地域のごみ処理支援	①ごみステーション維持管理等に対する自治会への協力費	・カラス対策のネットの購入やごみ当番の謝礼、有料指定ごみ袋の配付など、自治会の裁量で、広い用途で利用できる協力費を交付
	②高齢者等へのごみ出し支援	・ごみをステーションへ持ち出すことが困難な高齢者等に代わって、地域でごみ出しを協力する活動に支援金を交付

4 ごみ処理有料化の実施に向けた取り組み

(1) 周知及び啓発活動

- 各地区で説明会を開催、広報ぎふや市ホームページ、SNS（LINE、Facebook、X）の活用
- 自治会未加入者や外国人にも情報が届くよう、**有料化制度チラシの全戸配布**（R8年夏頃）など、様々な媒体を通じて周知啓発

(2) 不適正排出・不法投棄対策

- 不適正に排出されたごみは、「イエローカード」を貼り、一定期間残置し、排出者に**注意喚起**。その後、内容物調査を行い、排出者が特定できた場合は、直接指導を実施
 ※鳥獣被害等への配慮が必要なごみは、自治会と協議のうえ速やかに回収し、内容物調査・排出者特定を実施
- 不適正排出が繰り返されるステーションは**市職員による早朝パトロールや、警察と連携して対応**
- 山間部などの市職員及び民間警備会社によるパトロールなどにより、不法投棄を未然防止
- 「不法投棄110番」、「市オンライン申請総合窓口サイトの『不法投棄110番オンライン』」による通報のほか、市ごみ分別アプリ「さんあ〜る」にも通報機能を追加し、迅速な対応を図る

(3) ステーション管理のルール化

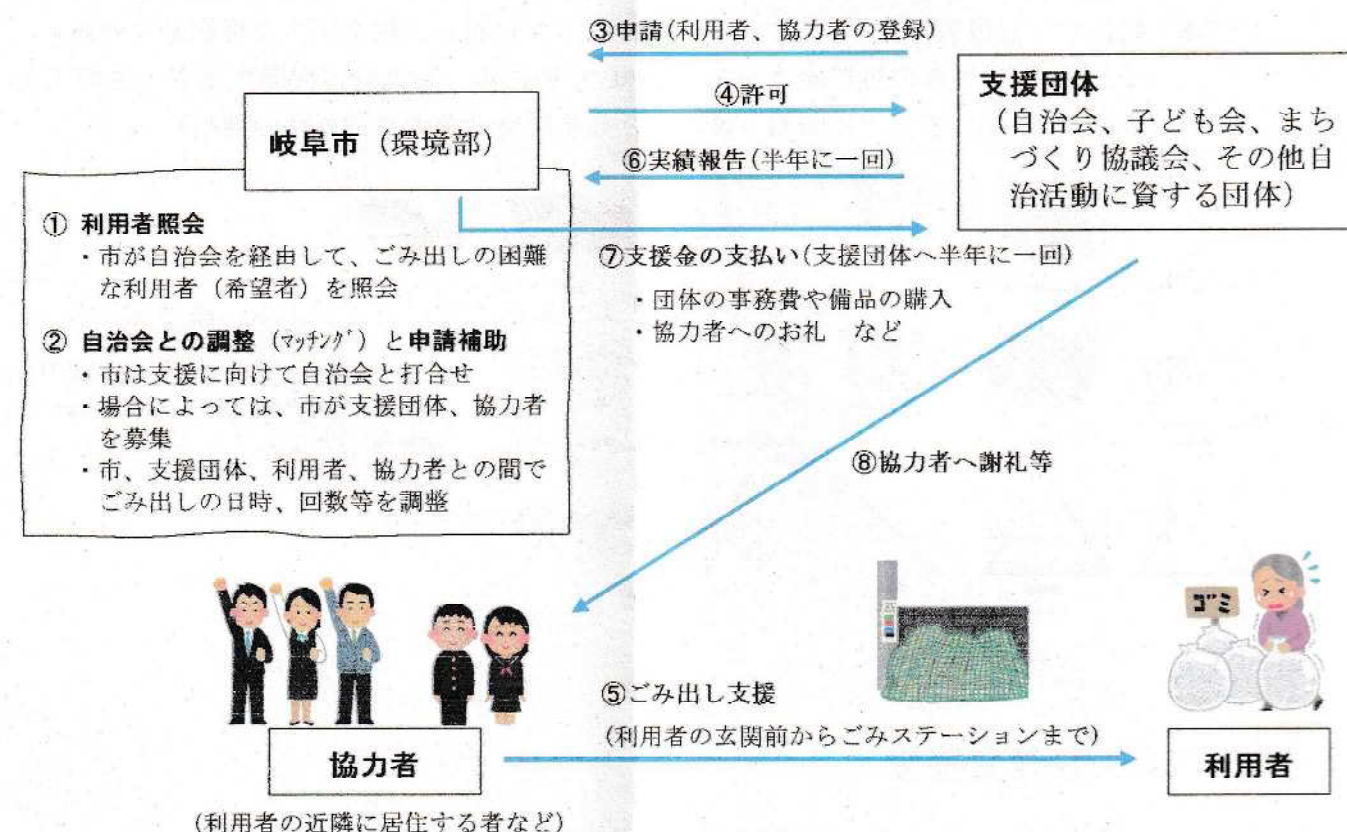
- 実態調査を行い、地域の実情を踏まえ、ステーションの設置基準、利用方法などをルール化
- 事業系普通ごみのステーション排出（50kgルール）は基準を見直し継続

(4) 評価と見直し

- ごみ処理有料化の効果や併用施策の実施状況を、**岐阜市環境審議会等**において、**点検評価**
- 点検評価の内容を踏まえ、一定期間ごとに、**有料化制度及び併用施策の見直しを実施**

(2) 高齢者等のごみ出し支援

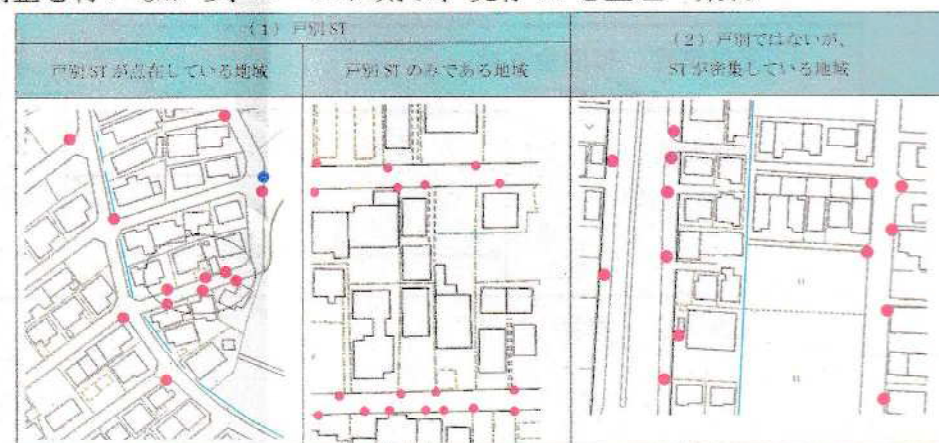
- ・高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯に、ごみ出し支援を行う支援団体に支援金を交付
- ・支援金は、最低支援回数は週1回以上とし、1利用世帯当たりで交付予定
- ・まずは、支援実績のある地区（団体）と調整を行い、制度開始と共に本制度の活用を促し、これを事例として紹介して、他地域への拡大を図っていく
- ・意見交換会等でのアンケート（回答数1,071人）で、約78%の方がごみ出しに協力可能と回答



4 ごみステーション管理のルール化

- ・市が、設置基準や管理・利用方法などをルール化し、市民へ周知
 - ・ステーション(ST)は、原則、各地域の自治会が管理（または自治会の承認のもと設置）
 - ・利用者は、ごみを適正排出すること、各地域の取り決めに従いごみ当番や管理費の負担等
 - ・未加入者がステーションを利用する場合であっても同様に、地域の取り決めに従うこと
 - ・自治会と未加入者とのトラブルの調整など、市が積極的に関与
- ・現在、既存 ST の実態調査中。調査後、地域の実態を踏まえ、管理ルール化
- ・市が地域との協議・調整を行いながら、ルールに則り、既存 ST を整理・集約

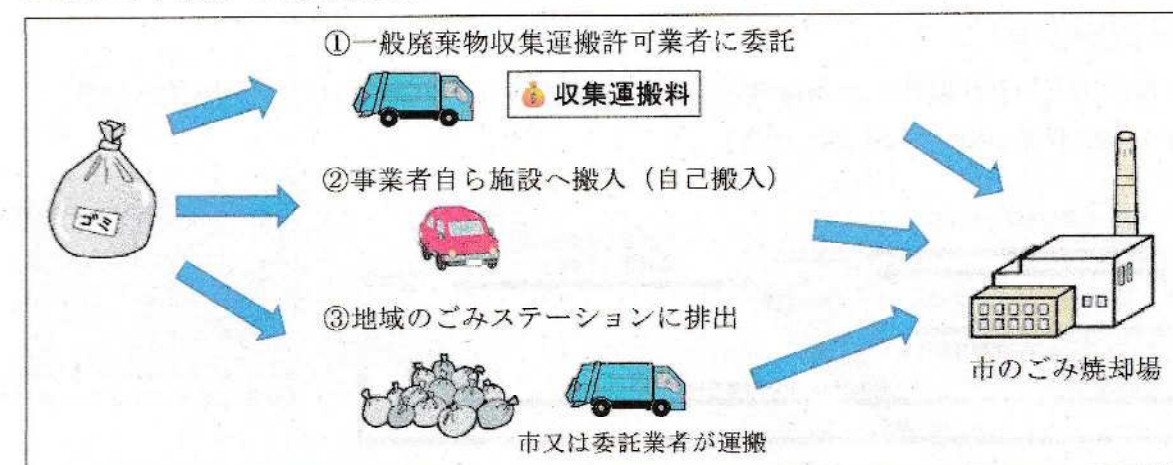
(参考) 集約候補
イメージ



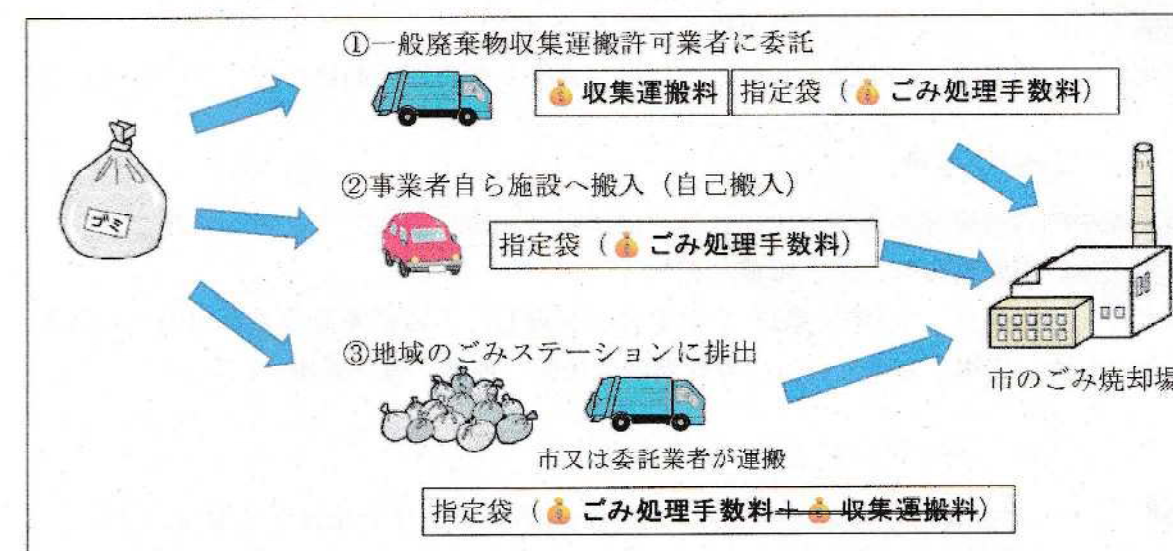
5 事業系普通ごみの取扱い

(1) 有料化に伴う事業系ごみの排出方法

■現在の事業系ごみ排出方法



■有料化後の事業系ごみの排出方法



- ・現在、地域のごみステーションに排出している少量排出事業者やごみステーションを管理している自治会等の混乱を招かないため、また、小規模事業者を支援（経済的）するため、有料化後も事業系ごみのステーション排出を継続し、収集運搬料を市が負担

(2) 有料化に伴うごみステーションへの排出基準（「50kg ルール」）の見直し

- 現在：事業系ごみであっても、家庭系ごみと併せて週標準量 50kg 又は、収集回数週 2 回を超えない場合は、家庭系ごみに準じて、地域のごみステーションに排出できる

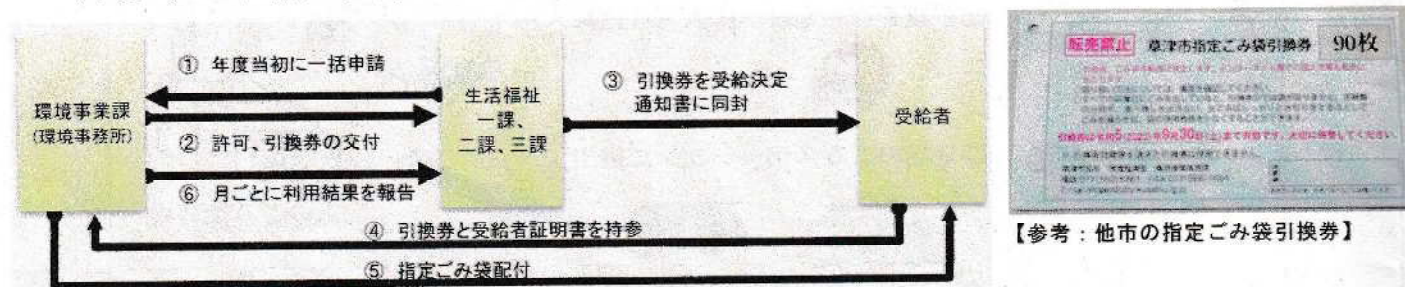
- 変更案：
 - ・事業系ごみであっても、一回あたり指定ごみ袋 3 袋 又は、収集回数週 2 回を超えない場合は、家庭系ごみに準じて、地域のごみステーションに排出できる
 - ・ごみステーションを管理する自治会の了承を得たうえで、指定ごみ袋に事業者名を記入し排出する

(参考) 各施策等に係る補足説明

1 ごみ処理手数料の減免及び対象外

(1) 生活保護世帯

- ・単身世帯は 15L、それ以外の世帯は 30L を年に 1 度配付予定（市窓口^{※1}で引換券と交換）
（単身 4,022 世帯、単身以外 847 世帯）



※1 指定ごみ袋の配付窓口は、環境事業課、環境事務所、生活福祉一課・二課・三課を想定

(2) イベントごみの対象

- ・市の主催・共催イベント（花火大会・信長まつりなど）
- ・自治会及びその関連団体の主催・共催イベント（夏祭りや市民運動会など）で排出されるごみ

(3) 都市美化ごみの対象

- ・長良川清掃や町内清掃等のボランティアの清掃活動（団体・個人）で集められたごみ
- ・ポイ捨てごみ、街路樹の落ち葉、雑草など
- ・清掃活動の対象場所は、市（国・県）や自治会等が管理し、不特定多数の人が利用する場所
（例）道路、公園、広場、河川、自治会等管理の公民館、神社、寺、墓地、ごみステーションなど

(4) 都市美化ごみ・イベントごみの収集方法

- ・多量の場合 → 各団体等が準備する市販の透明袋等に入れ、予め指定する場所（ごみ ST 以外）で市が個別に無料回収
- ・少量の場合 → 申請に基づき、市が実施者へ指定ごみ袋（ボランティア袋）を事前に無料配付、実施者はこれに入れ、各地域のごみステーションへ排出・収集

2 資源化施策

(1) 剪定枝の資源化

- ・対象：一般家庭の剪定枝及び枝に付いた葉（直径 20cm×長さ 1.5m 以内）⇒無料回収
- ・対象外：根・幹、つる、花、果実、繊維質の強い竹・笹、ウルシ等有毒植物、腐った枝など
- ・排出量：約 2,156t/年
- ・排出方法：紐で束ねるか、ビニール袋に入れて、市内 3 か所の粗大ごみ自己搬入施設へ排出
- ・処理方法：市内の資源化業者（一般廃棄物処分許可業者）でチップ化し、バイオマス燃料へ
- ・開始時期：令和 8 年 10 月

(2) プラスチック製品の再商品化

- ・対象：プラスチック製品（容器包装以外のその他プラ。1 辺 20cm 以下）⇒無料回収
- ・排出量：約 5,500t（容器包装プラ・約 4,500t、プラスチック製品・約 1,000t）
- ・排出方法：容器包装プラと一緒にビニール袋に入れ、地域のごみステーションへ排出（一括回収）
- ・処理方法：現行の容器包装プラと同様に市リサイクルセンター^{※2}で分別し、指定法人で再商品化处理
- ・開始時期：令和 11 年 3 月末までに開始（循環型社会形成交付金の交付要件の期限）



3 地域のごみ処理支援策

(1) ごみステーション維持管理等に対する協力費

- ・自治会の裁量で広い用途で利用できる協力費（補助金）を支給
例）カラス対策のネットやボックスの購入、ごみ当番への謝礼、有料指定ごみ袋の配付など
- ・都市美化推進事業補助金との統合、事務手続きの簡素化で、自治会の負担軽減
- ・補助金の交付のほか、有料指定ごみ袋やごみネット等の現物支給の選択も可



【協力費スキーム図（案）】※今後、自治会等の意見を踏まえて決定。

